

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年 2月13日

【中間会計期間】 第71期中(自 平成19年 6月 1日 至 平成19年11月30日)

【会社名】 宝印刷株式会社

【英訳名】 TAKARA PRINTING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堆 誠一郎

【本店の所在の場所】 東京都豊島区高田三丁目28番 8号

【電話番号】 03(3971)3101(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 若 松 宏 明

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区高田三丁目28番 8号

【電話番号】 03(3971)3101(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 若 松 宏 明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第69期中	第70期中	第71期中	第69期	第70期
会計期間	自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日	自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日	自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日	自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日	自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日
売上高 (千円)	7,063,847	7,269,959	7,244,127	12,025,227	11,759,989
経常利益 (千円)	1,450,878	1,472,188	1,252,298	1,741,375	1,337,953
中間(当期)純利益 (千円)	851,370	858,994	733,104	1,020,952	759,105
純資産額 (千円)	11,355,419	11,994,985	12,372,311	11,411,377	11,801,821
総資産額 (千円)	13,756,329	14,190,751	14,510,592	13,809,386	14,056,030
1株当たり純資産額 (円)	979.68	937.00	961.26	981.27	919.70
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	73.72	67.12	57.04	88.15	59.27
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	73.32	66.85	—	87.77	59.12
自己資本比率 (%)	82.5	84.5	85.3	82.6	84.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,214,460	811,543	1,196,748	1,255,832	771,037
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△442,684	△258,813	△849,467	△508,539	△678,231
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△89,329	△163,182	△134,010	△185,981	△300,813
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	3,681,418	3,949,828	3,565,544	3,560,281	3,352,274
従業員数〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	537 [196]	593 [189]	648 [179]	582 [189]	650 [192]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成18年9月1日付で1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行なっております。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4 平均臨時雇用者数は、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの各会計期間における平均雇用人員であります。

5 第71期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第69期中	第70期中	第71期中	第69期	第70期
会計期間	自 平成17年6月1日 至 平成17年11月30日	自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日	自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日	自 平成17年6月1日 至 平成18年5月31日	自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日
売上高 (千円)	7,049,418	7,259,564	7,235,699	11,998,960	11,734,113
経常利益 (千円)	1,439,283	1,473,435	1,251,562	1,734,351	1,343,944
中間(当期)純利益 (千円)	839,918	860,386	732,507	1,014,208	765,386
資本金 (千円)	2,015,442	2,030,702	2,049,318	2,027,522	2,038,976
発行済株式総数 (株)	11,643,571	12,866,008	12,936,793	11,685,371	12,897,468
純資産額 (千円)	11,356,735	12,002,402	12,384,020	11,417,401	11,814,126
総資産額 (千円)	13,741,521	14,184,944	14,510,593	13,803,026	14,054,233
1株当たり純資産額 (円)	979.79	937.57	962.17	981.79	920.66
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	72.73	67.22	56.99	87.57	59.76
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	72.33	66.96	—	87.19	59.61
1株当たり配当額 (円)	10.00	12.00	12.00	24.00	24.00
自己資本比率 (%)	82.6	84.6	85.3	82.7	84.1
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	531 〔194〕	588 〔187〕	644 〔176〕	575 〔187〕	639 〔188〕

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 第69期の1株当たり配当額24円のうち4円は業績連動型配当制度に基づく特別配当金であります。
3 平成18年9月1日付で1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行なっております。
4 従業員数は、就業人員数を表示しております。
5 平均臨時雇用者数は、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの各会計期間における平均雇用人員であります。
6 第71期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

(平成19年11月30日現在)

従業員数(名)	648 [179]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 当社および連結子会社の事業は、ディスクロージャー関連事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、従業員数は製品区分別に区分できません。そのため製品区分別の記載を省略しております。
- 3 従業員数欄の〔外書〕は、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの臨時従業員の当中間連結会計期間における平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

(平成19年11月30日現在)

従業員数(名)	644 [176]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数を表示しております。
- 2 従業員数欄の〔外書〕は、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの臨時従業員の当中間会計期間における平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

現在、当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰や米国の信用力の低い個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題、改正建築基準法に伴う民間住宅需要の低下等の不安定要因がありましたが、好調な企業収益を軸に景気は緩やかに拡大し、堅調を持続しました。

ディスクロージャーを巡る環境の変化としては、平成19年9月30日に施行された金融商品取引法に基づく「四半期報告制度」および「内部統制報告制度」、ならびに財務報告のデータ形式の「XBRL」への変更が平成20年4月より開始される事業年度より適用されることになりました。

こうした情勢のもと、当社グループでは、お客様各社のニーズをふまえてディスクロージャー関連法令の改正やIT技術の進化などにより、大きく変わる事業環境の変化をビジネスチャンスとして捉え、事業規模の拡大と企業価値の向上に努めてまいりました。

具体的な取組みとしては、金融庁で予定されている有価証券報告書などの電子開示システム「EDINET」のXBRL導入に対して、当社グループでは、積極的な取組みを展開してまいりました。この結果、経理担当者であれば誰でも簡単に使える「XBRL作成ツール」を開発することに成功しました。また、金融庁のXBRLパイロットプログラムにも積極的に参加し、700件超のお客様のXBRLデータ作成をサポートすることができました。また、財務報告の信頼性を確保するためのツールとして「宝決算Xプレス」の販売をするとともに、内部統制スケジュール管理ツールとして「X-JSOX」の提供も開始しました。現在は、財務データのワンソース・マルチユースを実現するソフトとして「X-ActV(エクザクティブ)」の開発に取り組んでおります。一方で、「四半期報告制度」「内部統制報告制度」「XBRL」等に関する各種セミナーを開催し、情報の提供にも努めてまいりました。

これらに加え、ディスクロージャー専門会社として、お客様のお役に立ちたいとの企業理念のもと、有価証券報告書等の編集ツール「Xエディター」、お客様にディスクロージャー文書作成・情報加工環境を提供するネットワークシステム「Xシステム」などの各種ツールの開発・改良・提供に努めるとともに、金融商品取引法や会社法に関する法令チェック、IR活動への提案・支援をはじめとした各種ディスクロージャーコンサルティングおよびサービスの提供にも注力してまいりました。

こうした結果、当中間連結会計期間の連結売上高は7,244百万円（前年同期比0.4%減）、連結経常利益は1,252百万円（前年同期比14.9%減）、連結中間純利益は733百万円（前年同期比14.7%減）を計上いたしました。

売上高を製品区分別にご説明いたしますと、次のとおりであります。

・金融商品取引法関連製品

取引所の審査や会計監査が厳しくなったことに加え、新興株相場の低迷の影響から、新規株式上場およびファイナンス関連の目論見書を中心に、前年同期比157百万円（5.5%）減少し、2,712百万円となりました。

・会社法関連製品

株主総会招集通知の発送が早期化傾向にあり、5月（前期）での納品が増加した招集通知を中心に、前年同期比122百万円（7.0%）減少し、1,624百万円となりました。

・IR関連製品

お客様のニーズに対応した受注活動を積極的に展開したことにより、中間事業報告書およびディスクロージャー誌の受注が着実に増加し、前年同期比244百万円（11.8%）増加し、2,322百万円となりました。

・その他製品

法定公告掲載が減少しましたが、ファンドの販売用資料の受注が増加したことにより、前年同期比9百万円（1.7%）増加し、584百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ213百万円増加し、3,565百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(イ) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は1,196百万円（前中間連結会計期間比47.5%増）となりました。収入の主な内訳は、税金等調整前中間純利益1,267百万円、たな卸資産の減少額356百万円であり、支出の主なものは、法人税等の支払額213百万円であります。

(ロ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は849百万円（前中間連結会計期間比228.2%増）となりました。これは、主に投資有価証券の取得による支出449百万円、有形・無形固定資産の取得による支出391百万円、投資事業組合への出資による支出100百万円、投資事業組合からの分配による収入50百万円等によるものであります。

(ハ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果使用した資金は134百万円（前中間連結会計期間比17.9%減）となりました。これは、主に配当金の支払い153百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社および連結子会社）において、開示対象となる事業の種類別セグメントはありませんので製品区分別に記載しております。

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を製品区分別に示すと、次のとおりであります。

製品区分	生産高(千円)	前年同期比(%)
金融商品取引法関連	2,712,791	△5.5
会社法関連	1,624,289	△7.0
I R 関連	2,322,931	+11.8
その他	584,115	+1.7
合計	7,244,127	△0.4

(注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績を製品区分別に示すと、次のとおりであります。

製品区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
金融商品取引法関連	2,614,072	△2.7	704,168	+4.6
会社法関連	617,254	△29.5	45,916	+31.5
I R 関連	1,701,430	+9.2	394,054	+8.9
その他	536,749	+0.1	61,838	+115.2
合計	5,469,506	△3.3	1,205,977	+9.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を製品区分別に示すと、次のとおりであります。

製品区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
金融商品取引法関連	2,712,791	△5.5
会社法関連	1,624,289	△7.0
I R 関連	2,322,931	+11.8
その他	584,115	+1.7
合計	7,244,127	△0.4

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 総販売実績の10%以上を占める販売顧客に該当するものはありません。

3 【対処すべき課題】

(1) 当社グループが対処すべき課題

- ① お得意様のニーズを的確に捉え、ディスクロージャーに関するコンサルティングサービス、IT化対応サービス等のより一層の充実と企業IRをトータルサポートする体制の強化を図り、営業体制の強化に努めてまいります。
- ② 平成20年度は、金融商品取引法に基づき適用される四半期報告制度、内部統制報告制度、EDINETデータ形式「XBRL」化等への対応を進め、ディスクロージャー事業の深化と拡大に向けての取組みを加速し、お得意様にとっての「ディスクロージャー&IRサービスのオンリーワン企業」を目指すとともに、当社グループにおいても、法制度の整備に対する体制を確立し、株主等各ステークホルダーに対する当社グループの信頼性および業績の向上に取り組む所存であります。
- ③ 当社グループでは、企業価値を高めるために、ISOへの取組み等CSR重視の経営を進めておりますが、コーポレート・ガバナンス充実の一貫として会社法が求める内部統制システムの構築につきましても、さらにその運用の充実を図ることが必要と判断いたしております。

その取組みとして、経営の意思決定と業務執行機能を分離し、それぞれの効率・迅速化を図り経営体制を強化するために、昨年からの従来本部制を廃止し、執行役員制度を導入いたしております。

(2) インサイダー取引に関する取組み

当社では、従前から、当社で取り扱う企業情報につきましては、全てがインサイダー情報であるとの認識のもと、その情報を管理するとともに、全役職員から採用時を含め毎年「機密保持誓約書」を提出させるなどのほか、社内規程や社内教育等により全職員に対し、コンプライアンスに対する意識の徹底とインサイダー取引を未然に防止するべく様々な取組みを行ってまいりました。しかしながら、当社の元社員によるインサイダー取引疑惑、ならびに、当社の元社員2名がインサイダー情報を知人らに伝達するという事態を発生させてしまいました。

このような事態を発生させてしまったことを真摯に受け止め、早急に再発防止策を策定し実践することが最重要課題との認識のもと、インサイダー情報の管理体制の再点検、再見直しを、弁護士ならびに外部のコンサルタントの助言を受けるなどし、全社を挙げて再発防止に取り組んでおります。再発防止策等の概要は、以下のとおりであります。

① 株式の売買の原則禁止

当社では、従前より株式等の売買を規制しておりましたが、平成19年7月1日付で、インサイダー取引管理規程を改正し、全役職員による株式等の売買を自社株式などの例外を除き原則禁止といたしました。

② 機密保持契約書の徴収

全社員・パート社員・派遣社員から毎年1回継続的に「機密保持契約書」を徴収しております。

③ インサイダー教育の徹底

当社は、お得意様の秘匿性、機密性の高い情報を扱う当社事業の特殊性に鑑み、従来より、インサイダー取引防止教育の徹底を図ってまいりましたが、本案件の報道等を厳粛に受け止め、インサイダー取引防止教育の徹底を最重要課題と位置づけ、パート社員等を含む全役職員への徹底した再教育を実施いたしました。

④ 第三者機関による内部通報窓口の設置

組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報または法令違反行為に該当するか否かを確認する等の相談をしやすい環境を作ることで、不正行為等の早期発見と防止を図るため、従来の社内窓口に加え、第三者機関（外部コンサルティング会社）による内部通報窓口を、平成19年7月1日に開設いたしました。

⑤ 専門部署の設置およびインサイダー情報取扱誓約書の徴収

株価に確実に影響を与えると見込まれる情報などを最重要のインサイダー情報（例・TOB(M&A)、株式分割(未公表)、くくり直し(未公表)、公募・売出(上場会社)、IPO・市場変更・一部指定）と位置づけ、平成18年9月からは、専門部署（営業業務部IPO・PO業務課）で担当するなどの体制をとっていましたが、平成19年7月からは、この最重要のインサイダー情報に触れる人数をより一層制限し、さらに最重要のインサイダー情報に触れる可能性のある全役職員からは事前に「機密保持誓約書」のほかに、新たに「インサイダー情報取扱誓約書」を徴収し、インサイダー情報に対する自覚をうながしております。

⑥ 監査ログとの照合

個別の最重要のインサイダー情報に関与する社員は、事前に「インサイダー情報管理名簿」に記録し、当該情報に接した社員については「作業文書データ管理システム」からそのデータにアクセスした事実を記録する監査ログと照合し、万全を期しております

⑦ 最重要のインサイダー情報のシステム上における管理方法の変更

イ 営業支援システム（営業情報の共有化システム）による「日報」の記録

最重要のインサイダー情報の管理がインサイダー主管部署へすべて移管されたため、通常の上位者（上司）への報告自体を禁止しております。（最重要のインサイダー情報は全て営業業務部IPO・PO業務課長へ直接報告）

ロ 受注情報管理システム（主に営業職が受注活動に関連して使用）

最重要のインサイダー情報への直接の関与者以外は閲覧不能としております。

公表後には共有情報としております。

ハ 作業の進捗状況管理システム（主に制作工程において使用）

最重要のインサイダー情報への直接の関与者以外は閲覧不能としております。

公表後には共有情報としております。

ニ 研究部の付箋指摘情報（コメント情報のデータベースシステム）

お客様様の原稿に対する付箋指摘（気づいた点などのコメント提供）事項のデータベースシステムのため、社名・品名が認識できない手段を採用しております。

ホ 作業文書データ管理システム（主に制作工程において使用）

管理サーバー上の特別のエリアへ格納し、最重要のインサイダー情報への直接の関与者以外は更新・閲覧が不能としております。なお、更新作業者は制作部門に限定しています。また、監査ログにより、閲覧者については「インサイダー情報管理名簿」の内容と照合しております。

⑧ 隔離策の実施

最重要のインサイダー情報を一手に手がける営業業務部IPO・PO業務課の執務場所そのものを隔離（本社4階に独立した新事務室を設置）して、入退室管理を二重化（玄関の電子セキュリティロックシステムに加えて、当該事務室に独自の電子セキュリティロックシステム、共連れ防止システム、入退室監視カメラシステムを設置）しております。

また、入力設備を隔離した当該事務室内に設置し、入力・校正・転送などの業務は隔離されたその事務室の中でのみ行っています。入力・校正等を担当する制作の作業者は、作業発生時に当該事務室へ入って、そこで作業することにしております。

⑨ 作業文書データ管理システムの新区分の実施

作業文書データ管理システム内の最重要のインサイダー情報以外の情報については、稼働中のデータは部ごとに区分した情報管理エリアを設定し、他の営業部門等からの閲覧を不可能にしております。

⑩ 個人別アカウントの徹底

監査ログを有効なものとするため、アカウントは個別に持たせる体制を「作業文書データ管理システム」に完全適用いたしております。

⑪ アクセス制限の徹底

「作業文書データ管理システム」のすべての情報に関して、個人単位でのアクセス制限を実施しております。本件を実施することにより、他の営業部署の作業中のデータは見られなくなります。

⑫ 投資信託等のインサイダー情報の管理方法の変更

リート・投資信託・外国関係業務は、それぞれの担当部門を営業業務部IPO・PO業務課と同等と見なして管理を行います。

⑬ ISMSの登録対象の拡大

国際基準のシステムの安全性ならびに情報資産のセキュリティを守るためのマネジメントシステム「ISMS」の登録対象を順次拡大し、最終的には情報管理を必要とする全システムを登録対象とすべく体制を構築いたします。

⑭ 再発防止策の監査および見直し

独立した内部監査部門であるCSR部は、再発防止策の全社的取り組みの有効性を継続的に監査するとともに、定期的に外部のコンサルタントの指導を仰ぎ、その監査・指導結果を適時適切に反映いたします。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年7月17日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の具体的内容およびその導入について決議し、発効いたしました。

なお、当社は本対応策の重要性に鑑み、平成19年8月23日開催の定時株主総会の議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。

「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」

第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは、「ディスクロージャーのパイオニアとして、お客様に感動していただける最善のサービスを提供し、社業の発展に努め、情報化社会に貢献する」ことを社訓とし、金融商品取引法、会社法等に基づく機密性または秘匿性のあるディスクロージャー書類専門の印刷等の業務を行い、おかげさまで、その高い専門性および信頼性について社会的評価をいただいております。特に、当社の業務は、金融商品取引法、会社法等のディスクロージャーという重要な事項に関わるものであり、その意味で、当社の社会的役割・使命もまた重要であり、この役割・使命を十分に果たすことを通じてのみ企業価値の向上および株主の皆様の共同の利益の確保が実現されるものと考えております。このような当社の社会的役割を十分に認識したうえで、当社は、機密性または秘匿性の保持・確保、中立性の維持等当社の業務に特有の方針を徹底し、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の皆様の立場に立って企業価値を最大化することを目指しております。

当社は、創業者野村正道氏から引き継がれる当社グループの創業理念である「専門知識を生かして皆さんのお役に立ちたい」を忘れず、従業員一人ひとりが、当社の負っている社会的な責任の重要性を深く認識し、お客様の信頼を獲得し、同時にお客様のニーズに立った行動ができる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えております。その意味では、当社グループが株主の皆様に還元する適正な利潤を獲得し、企業価値および株主の皆様の共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主の皆様はもちろん、ディスクロージャー関連業務をお任せいただくお客様を中心に、取引先、従業員等のステーク・ホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことが極めて重要であり、かつ、お客様の信頼を確保することを前提に、これらのステーク・ホルダーの利益にも十分配慮した経営を行うことが必要であり、このような経営方針こそが当社のディスクロージャーの分野における優位性を保つための基本であると考えております。

従って、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、それが、当社の有形無形の経営資源、特に、ディスクロージャー関連業務を当社に任せられるお客様からの信頼に与える影響を中心にステーク・ホルダーに与える種々の影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据え実施されている効果、当社グループの財務と業務の実情、その他当社の企業価値を構成する諸要因を十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記のような把握に基づいて、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じる可能性があるかと判断されるような当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、①当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、②強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、④買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆様に十分に提供することなく行われるもの、⑤買付の条件等(対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法等)が当社の企業価値に鑑み不十分または不相当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものと判断いたします。

第2 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループはこれまで進めてきた中期経営計画を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させてまいります。

当社は、株式公開を目指した昭和63年頃から組織的な運営を行うため、諸規程の整備、運用、文書化の推進および内部監査を行い業務の改善に努めるとともに、利益計画を作成してまいりました。その精度をさらに高めるため当社を取り巻く内部環境および外部環境の分析を基に、各ステーク・ホルダーにも配慮した経営計画の必要性を感じ、平成10年に売上目標、ROE重視の利益目標、活動目標を骨子とする中期経営計画「ビジョン2002」を策定、実施し、その後も、社会・環境・経済のトリプル・ボトムラインを意識した目標を加え、平成19年5月までをその対象期間とする「ビジョン2007」まで、3回の中期経営計画を策定し、当社のIR活動の一貫として発表しております。その実行計画として各年度予算を策定し、全社的な目標を設定のうえ、各部門でその具体策をまとめ、社訓とともに、これに則した経営を展開してまいりました。

平成19年6月以降は、新たに以下の内容を骨子とする「ビジョン2010」を作成し、全社一丸となって運用いたしております。

(1) 「ビジョン2010」のサブタイトル

「ディスクロージャー&IRサービスのオンリーワン企業を目指して」

(2) 「ビジョン2010」の基本コンセプト

「e-Disclosure Solutions」

(3) 「ビジョン2010」の基本理念

当社は、金融商品取引法や会社法、ならびにXBRLや新しいIT技術などにより、大きな変化が予想されるディスクロージャー分野において、蓄積したディスクロージャー実務経験やIT技術を駆使して、この変化をビジネスチャンスとして対応し、CSR経営のもと、企業の社会的責任と調和した企業価値の向上を目指す。

(4) 「ビジョン2010」の主要目標

平成22年度の売上目標150億円、営業利益目標20億円とする。

(5) 経営戦略

- ① 「総合ディスクロージャーサービス業」の「宝印刷ブランド」強化
- ② IRブランドの確立、IR売上のさらなる拡大
- ③ IT開発力の強化
- ④ 高品質保証体制（品質、スピード、コスト）の一層の推進と製造コストの削減
- ⑤ CSR経営の展開

詳しくは、当社ウェブサイト（<http://www.takara-print.co.jp/>）をご覧ください。

第3 CSR経営について

当社は、証券取引委員会（現 金融庁）に勤務していた野村正道氏が、証券取引法（現 金融商品取引法）に基づく開示資料（有価証券届出書や目論見書）を「スピーディーに印刷して納める会社を作りたい。そうすれば喜んでもらえるのではないか。」とする理念に従い、戦後復興期の昭和27年に宝商会として創業したベンチャービジネスでありました。昭和35年には「宝印刷」として株式会社に変更しましたが、その創業の精神を昭和54年に社訓として定め、理念の共有化を図っております。

当社は、機密性または秘匿性の高い企業のディスクロージャー書類の印刷等を専門とする会社であり、専門的な知識はもとより、情報管理体制、品質管理体制などが重視されます。そのため、当社は平成12年6月にISOの品質規格（ISO9002：1994）認証を全社に先駆け、工場において取得し、平成16年には全社において、品質規格（ISO9001：2000）ならびに環境規格（ISO14001：2004）認証を取得いたしました。

また、機密性または秘匿性の高い情報を扱うため、プライバシーマークの取得、ならびに情報セキュリティに対応するための、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証を範囲を限定して取得するとともに、世界的な環境問題に対する配慮から「森林認証」などの国際認証を取得し、それぞれが要求するマネジメントシステムをCSR運用マニュアルとそれに付随する19本の規定類、各種の文書書式に定め、一体化して運用してまいりました。

この体制を、当社の「CSR体制」と位置付け、社長がCSR推進委員長となり、CSR宣言を制定し、運用しております。

第4 当社株式の大量買付行為に関する対応策の内容

当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）は、前述した基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

1. 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付行為を全て否定するものではありませんが、株式の大量買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主の皆様様の共同の利益を害することとなる場合があります。わが国の過去の事例から明らかになっております。

そこで、当社は、本プランにより、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

2. 本プランの適用対象となる買付

当社は、買付者が下記①または②のいずれかにあたる買付（以下「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下単に「その他の対抗措置」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等（※1）について、保有者（※2）の株券等保有割合（※3）が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等（※4）について、公開買付（※5）に係る株券等の株券等所有割合（※6）およびその特別関係者（※7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

※1から※7の用語の意味につきましては、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）に定義されているものに従っております。

3. 本プランの発動および不発動に係る手続

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

特別委員会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を守るという観点から、次に述べる「(2) 買付者に対する情報提供の要求」に従い、直接または間接に買付者と協議、交渉を行うものいたします。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものいたします。

なお、特別委員会の協議、交渉は、当社取締役会による買付者との協議、交渉を妨げるものではなく、当社取締役会は、必要があれば、企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、買付内容の改善等のために、別途買付者と協議、交渉を行うものいたします。

特別委員会の概要は、後記「第5 特別委員会」に記載のとおりです。

(2) 買付者に対する情報提供の要求

当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、以下の内容の情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

- ① 買付者およびそのグループ（共同保有者（※8）、特別関係者および組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます。）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付後における当社グループのお得意様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針
- ⑦ 買収提案に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性
- ⑧ 買付後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑨ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

※8 につきましては、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）および会社法（平成17年7月26日法律第86号）に定義されているものに従っております。

当社取締役会は、当社に提出された買付説明書を直ちに特別委員会に提出いたします。

特別委員会が、買付説明書の記載内容が要求する情報として不十分であると判断した場合、同委員会は、適宜合理的な回答期限を定め、買付者に対し、買付者の買付内容の検討のために必要な情報を追加して提出するよう求めることがあります。

買付説明書および追加して提出いただく情報については、株主の皆様に対しての適切な情報開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同様の趣旨から日本語の書面を正本として取り扱います。

なお、買付者が現れた場合、当社は、適時適切な開示を行います。また、提供された情報が株主の皆様への判断に必要なものと当社取締役会が判断した場合、その情報を開示することがあります。

(3) 特別委員会による当社取締役会の意見および情報等の提供の要求

買付者から買付説明書が提出された場合および要求する情報が追加提出された場合、特別委員会は、当社取締役会に対しても、この買付説明書の受領後10営業日以内に同委員会が定める合理的期間内に、買付者の買付内容に対する意見を要求いたします。また、その意見とともに、その根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求いたします。

(4) 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等からの買付説明書および要求する情報、ならびに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領した後、原則として最長60日間の検討のための期間（ただし、特別委員会はこの期間を延長することができるものとします。以下「特別委員会検討期間」といいます。）を有することとし、この間に、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、ならびに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。その上で、特別委員会は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を守るという観点から買付内容を検討いたします。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものといたします。

(5) 特別委員会による情報開示

特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。ただし、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報は、この情報開示の対象から除かれます。

(6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものといたします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項（後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長する期間および理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことを勧告いたします。

② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉の結果、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または、該当しても新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行わないことを勧告いたします（※9）。

※9 ただし、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が後述する「4. 新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と判断するに至った場合には、改めて本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことの勧告を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものといたします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時まで、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等のために合理的に必要とされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の前述の「(6) 特別委員会における判断方法」の勧告に基づき、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとしたします。

ただし、対抗措置の発動内容が株主総会の決議を必要とする場合、その招集を行います。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

なお、買付者は、当社が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付行為を実施してはならないものとしたします。

4. 新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、前述の「3. 本プランの発動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行います。

なお、本プランに基づく対抗措置を行うことが相当か否かの判断については、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

- ① 以下に掲げる行為等、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付である場合
 - a. 株式を買い占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③ 買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付である場合
- ④ 要求する情報その他買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様に対して十分に提供することなく行われる買付である場合
- ⑤ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針または事業計画、買付の当社のお得意様との関係に与える影響、買付後における当社のお得意様、取引先、従業員、地域関係者等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

5. 新株予約権の無償割当て以外の対応策

当社取締役会は、新株予約権の無償割当て以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮ったうえ、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

第5 特別委員会

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性があるとして認められる場合、速やかに特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、特別委員会の公正性、客観性および合理性を担保するため、当社取締役会および買付者からの独立性が高い社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者の中から特別委員会の委員を選任いたします。選任された委員は、委員の中から委員長を選定いたします。特別委員会の委員は3名以上といたします。本プランでの特別委員会の概要につきましては、「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員会候補者は、社外取締役の関要氏および中村信男氏並びに社外監査役の山上大介氏の3名であり、それぞれの略歴は、「第4 提出会社の状況 5 役員状況」の該当箇所をご覧ください。

第6 本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てがなされ

ることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、(イ) 一定の買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および(ロ) 当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権を、その有する株式1株につき新株予約権1個の割合で無償割当てを行うことを通知いたします。

本新株予約権の詳細については、「新株予約権の要項」をご参照ください。

第7 本プランの株主総会での承認

本プランは、平成19年7月17日の当社取締役会において決議されておりますが、平成19年8月23日開催の第70回定時株主総会において、株主の皆様にもご承認いただいております。

第8 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成19年7月17日の当社取締役会決議の日から、平成22年5月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様のご利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、上記見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご過半数のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

第9 本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」(平成17年5月27日 経済産業省・法務省)の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を充足するものです。

1. 株主意思の重視

本プランは、平成19年7月17日の当社取締役会において決議されておりますが、平成19年8月23日開催の第70回定時株主総会において株主の皆様により、その基本的考え方をご承認を得ることができました。

また、本プランの有効期間は約3年間に限定されており、さらに、当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されることとなります。

2. 独立性の高い社外者の判断による判断と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外取締役、社外監査役または弁護士・大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告に従い本プランの発動または不発動を決議するという手続を採用することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行うことといたしております。

3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。これにより、当社取締役会による恣意的な発動が防止される仕組みになっております。

4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、公認会計士、弁護士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるため、特別委員会による判断の公正さ、客観性は一層強く担保されるといえます。

5. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制ではありませんので、いわゆるスローハンド型の買収防衛策でもありません。

第10 株主の皆様への影響

1. 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主および投資者の皆様のご権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日における株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手續等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、「新株予約権の要項 2. (4) 新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権を行使することができない買付者（以下「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、本新株予約権の無償割当てに係る基準日を公告し、当該基準日における株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、速やかに株式の名義書換手續を行っていただく必要があります。ただし、証券保管振替機構ご利用の株主様については、名義書換手續は不要です。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様は当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

なお、当社は、本新株予約権の割当ての基準日や本新株予約権の割当ての効力発生日においても、買付者が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の希釈化を前提として売買を行った株主や投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたします。

「特別委員会規則」

- 第1条 この規則は、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）の発動を検討するために取締役会が設置する特別委員会の運営等について定める。
- 第2条 特別委員会の設置は、取締役会の決議により行う。
- 第3条 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、1. または2. の者を除き、当社グループの役員および当社グループと特別の利害関係のある会社以外の会社経営者、官庁出身者、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
1. 当社社外取締役
 2. 当社社外監査役
 3. 前各号に定める者以外の社外の有識者
- 第4条 特別委員会委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ② 前項に規定する特別委員のうち、社外取締役または社外監査役である者が、取締役または監査役でなくなった場合には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。
- 第5条 特別委員会は、次の各号に記載される事項について取締役会から独立して審議・決定し、その決定の内容を、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとする。この場合、特別委員会の委員は、本決定にあたって、会社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
1. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 2. 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 3. その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ② 取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。
- ③ 第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。
1. 当該買付が本対応策の発動の対象となるかどうかの判断
 2. 買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 3. 特別委員会検討期間の設定および延長
 4. 買付者の買付の内容の精査・検討
 5. 自らまたは取締役会を通じた買付者等との交渉・協議
 6. 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討、株主への代替案の提示
 7. 本対応策の修正または変更に係る承認
 8. その他本対応策において特別委員会が行うことができると定められた事項
 9. 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項
- 第6条 特別委員会は、買付者に対し、買付説明書の記載内容が本対応策に関して要求する情報として不十分であると判断した場合には、本対応策に関して要求する情報を追加的に提出するよう求めるものとする。
- ② 特別委員会は、買付者から買付説明書および前項に規定する本対応策に関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者の買付の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
- 第7条 特別委員会は、必要があると判断したとき、自らまたは取締役会を通じて、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を守るという観点から買付者の買付の内容を改善させるために、買付者と協議および交渉を行うものとする。
- ② 特別委員会は、前項の規定に基づく結果に従い、株主に対する代替案の提示を行うものとする。
- 第8条 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、執行役員、従業員、その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 第9条 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（例えば、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ること等ができる。
- 第10条 各特別委員会委員は、買付がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- 第11条 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

「新株予約権の要項」

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 割当て対象株主

当社取締役会が定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録をされた株主に対し、その所有する当社株式（ただし、当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当てる。

(2) 新株予約権の内容および数

後記2. の内容を含む新株予約権（以下個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において、割当て基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が有する自己株式の数を控除する。）と同数の新株予約権を割当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額とする。なお、ここでいう「時価」とは、新株予約権無償割当ての取締役会決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）を初日として1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、後記(7)により当社が新株予約権を取得する場合、その取得に係る新株予約権については当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

① 以下のいずれかに該当する者は、新株予約権を行使することができない。

(イ) 特定大量保有者（※1）

(ロ) 特定大量保有者の共同保有者（※2）

(ハ) 特定大量買付者（※3）

(ニ) 特定大量買付者の特別関係者（※4）

(ホ) (イ)ないし(ニ)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

(ヘ) (イ)ないし(ホ)に該当する者の関連者（※5）

※1 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。

※2 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）。

※3 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。以下本※3において同じ。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第3項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。

- ※4 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- ※5 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に定義される。）をいう。
- ② 上記①にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- (イ) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または当社の関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
- (ロ) 当社取締役会が、当社を支配する意図がなく上記①(イ)の特定大量保有者に該当することになった者であると認めた者であって、かつ、上記①(イ)の特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記①(イ)の特定大量保有者に該当しなくなった者。
- (ハ) 当社取締役会が、当社による自己株式の取得等の理由により、自己の意思によることなく、上記①(イ)の特定大量保有者に該当することになった者であると認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- (ニ) 当社取締役会が、その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益に反しないと認めた者（当社取締役会が上記①(イ)ないし(ハ)に該当すると認めた者についても、当社取締役会は当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に反しないと認めることができる。また、一定の条件のもとに当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足またはその双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができる。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるにあたり当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会がこれを履行または充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合（以下「準拠法行使禁止事由」という。）、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(イ)自らが米国1933年（昭和8年）証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ、(ロ)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ、事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年（昭和8年）証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が本④(イ)および(ロ)を充足しても米国証券法上、適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。
- ⑤ 新株予約権者は、当社に対し、自らが上記①(イ)ないし(ハ)のいずれにも該当せず、かつ、上記①(イ)ないし(ハ)に該当する者のために行使しようとしている者ではないことおよび新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ⑥ 新株予約権を有する者が上記④の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わない。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

① 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

② 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)③および④により新株予約権を行使することができない者（上記(4)①により新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して本(6)①の承認をするか否かの決定をするものとする。

(イ) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書（本(6)(ロ)ないし(ニ)に関する表明・保証条項・補償条項その他当社が定める記載事項を含む。）が提出されているか否か

(ロ) 譲渡人および譲受人が上記(4)①の(イ)ないし(ハ)のいずれにも該当しないことが明らかであるか否か

(ハ) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者でないことが明らかであるか否か

(ニ) 譲受人が上記(4)①の規定により新株予約権を行使することができない者のために譲受しようとしている者でないことが明らかであるか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記(4)①により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得して、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、当社は、当社取締役会が、かかる取得がなされた日より後に、上記(4)①により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者が有している当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権全てを取得して、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成19年7月1日現在施行されている規定を前提としているものである。同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記に定める条項ないし用語の意義等を、適宜、合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,000,000
計	37,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,936,793	12,936,793	東京証券取引所 市場第一部	—
計	12,936,793	12,936,793	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年6月1日～ 平成19年11月30日 (注)	39	12,936	10,342	2,049,318	10,342	1,998,315

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村正道	東京都中野区	1,732	13.39
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人モルガン・スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー)	1,452	11.22
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	562	4.34
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	476	3.68
ロンバード オーディエ ダリエ ヘンチ アンド シー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)	11, RUE DE LA CORRATERIE-CH-1211 GENEVA SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	350	2.70
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	300	2.31
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	299	2.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	262	2.03
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	218	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	217	1.67
計	—	5,871	45.38

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 262千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 217千株

- 2 次の法人から、当中間期中に大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり(報告義務発生日 平成19年7月20日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当中間期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
リバティ・スクエア・アセット・マネジメント・エル・ピー (Liberty Square Asset Management, L.P.)	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, County of Newcastle, Wilmington, Delaware 19801, U. S. A	1,482	11.49

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 65,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,770,300	127,703	—
単元未満株式	普通株式 100,593	—	—
発行済株式総数	12,936,793	—	—
総株主の議決権	—	127,703	—

(注) 1 上記「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式20株が含まれております。

2 上記「完全議決権株式(その他)」欄普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,900株(議決権49個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
宝印刷株式会社	東京都豊島区高田 三丁目28番8号	65,900	—	65,900	0.51
計	—	65,900	—	65,900	0.51

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高(円)	1,153	1,183	1,144	1,174	1,163	1,077
最低(円)	1,084	1,096	988	1,040	1,056	916

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前中間連結会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)及び前中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)及び当中間会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ中間連結財務諸表並びに中間財務諸表について、和泉監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年11月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年11月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※	3,623,317		3,237,823		3,025,233	
2 受取手形及び売掛金		1,991,971		1,823,853		1,724,514	
3 有価証券		331,011		332,221		331,540	
4 たな卸資産		422,852		476,780		832,835	
5 繰延税金資産		82,661		87,563		56,716	
6 その他		68,322		63,267		69,562	
貸倒引当金		△5,958		△4,932		△2,913	
流動資産合計		6,514,177	45.9	6,016,578	41.5	6,037,489	43.0
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物		2,990,965		2,994,508		2,991,204	
減価償却累計額		△1,763,886	1,227,078	△1,841,064	1,153,443	△1,803,564	1,187,639
(2) 機械装置及び運搬具		2,092,181		2,066,214		2,052,993	
減価償却累計額		△1,511,994	580,186	△1,506,470	559,744	△1,461,506	591,487
(3) 土地			3,170,483		3,170,483		3,170,483
(4) 建設仮勘定			31,945		—		—
(5) その他		339,158		354,949		355,080	
減価償却累計額		△256,715	82,442	△268,755	86,193	△267,656	87,424
有形固定資産合計			5,092,137		4,969,865		5,037,035
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア			317,999		683,814		504,574
(2) その他			32,740		24,066		44,461
無形固定資産合計			350,739		707,881		549,035
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券			1,862,258		2,474,284		2,090,326
(2) 前払年金費用			180,547		172,659		161,503
(3) その他			193,963		173,524		184,308
貸倒引当金			△3,073		△4,202		△3,668
投資その他の資産合計			2,233,696		2,816,266		2,432,470
固定資産合計			7,676,573		8,494,014		8,018,541
資産合計			14,190,751		14,510,592		14,056,030

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年11月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年11月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金	※	458,096		435,227		607,236	
2 短期借入金		100,000		100,000		100,000	
3 未払法人税等		635,965		558,445		227,860	
4 未払費用		701,739		744,734		944,147	
5 役員賞与引当金		14,675		11,770		27,480	
6 その他		158,037		164,729		200,663	
流動負債合計		2,068,514	14.6	2,014,906	13.9	2,107,388	15.0
II 固定負債							
1 繰延税金負債		45,368		49,122		43,987	
2 退職給付引当金		7,869		8,689		8,284	
3 役員退職慰労引当金		74,013		65,563		94,548	
固定負債合計		127,251	0.9	123,374	0.8	146,820	1.0
負債合計		2,195,765	15.5	2,138,280	14.7	2,254,209	16.0
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		2,030,702		2,049,318		2,038,976	
2 資本剰余金		1,980,263		1,998,957		1,988,604	
3 利益剰余金		7,881,602		8,207,212		7,628,095	
4 自己株式		△54,843		△56,571		△55,780	
株主資本合計		11,837,725	83.4	12,198,916	84.1	11,599,895	82.5
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		157,260		173,394		201,926	
評価・換算差額等合計		157,260	1.1	173,394	1.2	201,926	1.5
純資産合計		11,994,985	84.5	12,372,311	85.3	11,801,821	84.0
負債純資産合計		14,190,751	100.0	14,510,592	100.0	14,056,030	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高	※1		7,269,959	100.0		7,244,127	100.0		11,759,989	100.0
II 売上原価			3,972,267	54.6		3,972,192	54.8		6,630,852	56.4
売上総利益			3,297,691	45.4		3,271,935	45.2		5,129,136	43.6
III 販売費及び一般管理費										
1 販売促進費		104,876			98,304			205,754		
2 荷造運賃		173,414			145,464			288,904		
3 役員報酬		71,280			62,430			139,680		
4 給与手当		891,731			986,626			1,903,158		
5 役員賞与引当金繰入額		14,675			11,770			27,480		
6 退職給付引当金繰入額		38,788			25,914			78,640		
7 役員退職慰労引当金繰入額		20,705			5,278			41,240		
8 福利厚生費		179,807			196,697			373,027		
9 修繕維持費		13,735			25,541			31,626		
10 租税公課		28,349			28,653			48,189		
11 減価償却費		34,983			40,479			78,046		
12 賃借料		62,921			69,891			129,467		
13 その他		309,307	1,944,576	26.8	302,672	1,999,725	27.6	598,095	3,943,310	33.5
営業利益			1,353,115	18.6		1,272,210	17.6		1,185,825	10.1
IV 営業外収益										
1 受取利息		1,513			3,946			4,637		
2 受取配当金		8,538			7,080			10,875		
3 受取受講料		6,580			10,492			18,658		
4 投資事業組合投資利益		96,713			—			96,351		
5 その他		12,182	125,527	1.8	13,780	35,299	0.5	31,090	161,612	1.4
V 営業外費用										
1 支払利息		1,953			1,408			4,227		
2 株式交付費		4,388			394			4,704		
3 投資事業組合投資損失		—			51,385			—		
4 その他		113	6,455	0.1	2,023	55,211	0.8	553	9,484	0.1
経常利益			1,472,188	20.3		1,252,298	17.3		1,337,953	11.4

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)				
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
VI 特別利益										
1 投資有価証券売却益		41,291		20,812		42,133				
2 役員生命保険収入		—		1,137		1,135				
3 貸倒引当金戻入額		—	41,291	—	21,950	1,526	44,796		0.4	
VII 特別損失										
1 固定資産売却損	※2	—		100		3,490				
2 固定資産除却損	※3	2,337		6,033		14,202				
3 投資有価証券評価損		1,710		89		4,337				
4 貸倒引当金繰入額		200		705		—				
5 その他の投資評価損		—	4,249	—	6,927	3,005	25,036		0.2	
税金等調整前 中間(当期)純利益			1,509,230		1,267,321		1,357,712		11.6	
法人税、住民税及び 事業税		616,933		540,355		571,384				
法人税等調整額		33,302	650,236	△6,137	534,217	27,222	598,607		5.1	
中間(当期)純利益			858,994		733,104		759,105		6.5	

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年5月31日残高(千円)	2,027,522	1,976,955	7,185,416	△ 51,384	11,138,509	272,867	272,867	11,411,377
中間連結会計期間中の変動額								
新株の発行	3,179	3,179			6,359			6,359
剰余金の配当			△ 162,808		△ 162,808			△ 162,808
中間純利益			858,994		858,994			858,994
自己株式の取得				△ 3,798	△ 3,798			△ 3,798
自己株式の処分		129		340	469			469
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)						△ 115,607	△ 115,607	△ 115,607
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	3,179	3,308	696,185	△ 3,458	699,215	△ 115,607	△ 115,607	583,608
平成18年11月30日残高(千円)	2,030,702	1,980,263	7,881,602	△ 54,843	11,837,725	157,260	157,260	11,994,985

当中間連結会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年5月31日残高(千円)	2,038,976	1,988,604	7,628,095	△ 55,780	11,599,895	201,926	201,926	11,801,821
中間連結会計期間中の変動額								
新株の発行	10,342	10,342			20,684			20,684
剰余金の配当			△ 153,987		△ 153,987			△ 153,987
中間純利益			733,104		733,104			733,104
自己株式の取得				△ 829	△ 829			△ 829
自己株式の処分		10		38	48			48
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)						△ 28,531	△ 28,531	△ 28,531
中間連結会計期間中の変動額合計(千円)	10,342	10,352	579,117	△ 790	599,021	△ 28,531	△ 28,531	570,490
平成19年11月30日残高(千円)	2,049,318	1,998,957	8,207,212	△ 56,571	12,198,916	173,394	173,394	12,372,311

前連結会計年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年5月31日残高(千円)	2,027,522	1,976,955	7,185,416	△ 51,384	11,138,509	272,867	272,867	11,411,377
連結会計年度中の変動額								
新株の発行	11,453	11,453			22,907			22,907
剰余金の配当			△ 316,427		△ 316,427			△ 316,427
当期純利益			759,105		759,105			759,105
自己株式の取得				△ 4,932	△ 4,932			△ 4,932
自己株式の処分		195		535	731			731
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△ 70,941	△ 70,941	△ 70,941
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	11,453	11,649	442,678	△ 4,396	461,385	△ 70,941	△ 70,941	390,444
平成19年5月31日残高(千円)	2,038,976	1,988,604	7,628,095	△ 55,780	11,599,895	201,926	201,926	11,801,821

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		1,509,230	1,267,321	1,357,712
減価償却費		158,013	211,485	342,084
引当金の減少額		△ 121,587	△ 41,739	△ 90,281
受取利息及び受取配当金		△ 10,051	△ 11,027	△ 15,512
支払利息		1,953	1,408	4,227
投資有価証券売却益		△ 41,291	△ 20,812	△ 42,133
固定資産除却損		2,337	6,033	14,202
売上債権の増減額(△は増加)		△ 240,416	△ 99,872	26,444
たな卸資産の増減額(△は増加)		340,768	356,054	△ 69,214
仕入債務の増減額(△は減少)		△ 146,027	△ 172,009	3,112
未払費用の増減額(△は減少)		△ 121,188	△ 199,413	121,219
投資事業組合投資損益 (△は利益)		△ 96,713	51,385	△ 96,351
その他		△ 20,747	51,421	△ 26,247
小計		1,214,278	1,400,235	1,529,263
利息及び配当金の受取額		10,051	11,025	15,511
利息の支払額		△ 1,953	△ 1,408	△ 4,227
法人税等の支払額		△ 410,833	△ 213,104	△ 769,510
営業活動による キャッシュ・フロー		811,543	1,196,748	771,037
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△ 91,700	△ 110,264	△ 148,464
無形固定資産の取得による支出		△ 122,867	△ 280,922	△ 332,509
投資有価証券の取得による支出		△ 52,615	△ 449,679	△ 154,499
投資有価証券の売却による収入		60,197	35,286	61,947
投資事業組合への出資による支出		△ 218,973	△ 100,611	△ 238,836
投資事業組合からの 分配による収入		171,449	50,841	256,592
非連結子会社への出資		—	—	△ 121,000
その他		△ 4,302	5,881	△ 1,461
投資活動による キャッシュ・フロー		△ 258,813	△ 849,467	△ 678,231
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
株式の発行による収入		6,359	20,684	22,907
配当金の支払額		△ 161,824	△ 153,520	△ 314,816
自己株式の取得による支出		△ 3,458	△ 790	△ 4,396
その他		△ 4,259	△ 384	△ 4,508
財務活動による キャッシュ・フロー		△ 163,182	△ 134,010	△ 300,813
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少額)		389,546	213,270	△ 208,007
V 現金及び現金同等物の期首残高		3,560,281	3,352,274	3,560,281
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	※	3,949,828	3,565,544	3,352,274

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社フィナンシャルメディア 非連結子会社はありません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 株式会社フィナンシャルメディア (2) 非連結子会社名 ディスクロージャー・イノベーション株式会社 株式会社タスク (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 1社 同左 (2) 非連結子会社名 ディスクロージャー・イノベーション株式会社 株式会社タスク ディスクロージャー・イノベーション株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、また、株式会社タスクについては株式を追加取得したことによりそれぞれ当連結会計年度より子会社となりました。 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 持分法適用の関連会社はありません。 (2) 持分法を適用しない関連会社 会社の名称 株式会社タスク (持分法を適用しない理由) 持分法非適用会社は、中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数 持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。 (2) 持分法を適用しない非連結子会社 ディスクロージャー・イノベーション株式会社 株式会社タスク (持分法を適用しない理由) 持分法非適用会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数 同左 (2) 持分法を適用しない非連結子会社 同左 (持分法を適用しない理由) 持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。	同左	連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② たな卸資産 イ 原材料 移動平均法による原価法 ロ 仕掛品 個別法による原価法 ハ 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② たな卸資産 イ 原材料 同左 ロ 仕掛品 同左 ハ 貯蔵品 同左</p>	<p>① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>② たな卸資産 イ 原材料 同左 ロ 仕掛品 同左 ハ 貯蔵品 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。</p>	<p>① 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。</p> <p>主な耐用年数 建物及び構築物 15~50年 機械装置及び運搬具 10年</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>① 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>建物(建物附属設備は除く)</p> <p>イ 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法</p> <p>ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法</p> <p>ハ 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法</p> <p>建物以外</p> <p>イ 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法</p> <p>ロ 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法</p> <p>主な耐用年数 建物及び構築物 15~50年 機械装置及び運搬具 10年</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
(3) 重要な繰延資産 の処理方法	<p>② 無形固定資産</p> <p>イ ソフトウェア(自社 利用分) 社内における利用可 能期間(5年)に基づ く定額法</p> <p>ロ その他 法人税法に規定する 方法と同一の基準に よる定額法</p> <p>株式交付費 支出時に全額費用とし て処理しております。 (追加情報) 「繰延資産の会計処理に 関する当面の取扱い」 (企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務 対応報告第19号)を適用 しております。 従来の新株発行費は、 当中間連結会計期間より 株式交付費として表示し ております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>イ ソフトウェア(自社 利用分) 同左</p> <p>ロ その他 同左</p> <p>株式交付費 支出時に全額費用とし て処理しております。</p>	<p>② 無形固定資産</p> <p>イ ソフトウェア(自社 利用分) 同左</p> <p>ロ その他 同左</p> <p>株式交付費 支出時に全額費用とし て処理しております。 (繰延資産の会計処理に 関する当面の取扱い) 当連結会計年度から、 「繰延資産の会計処理に 関する当面の取扱い」 (企業会計基準委員会平 成18年8月11日 実務対 応報告第19号)を適用し ております。 従来の新株発行費は、 当連結会計年度より株式 交付費として表示してお ります。</p>
(4) 重要な引当金の 計上基準	<p>① 貸倒引当金 売上債権その他これに 準ずる債権の貸倒れによ る損失に備えるため計上 しております。</p> <p>イ 一般債権 貸倒実績率法によっ ております。</p> <p>ロ 貸倒懸念債権等 財務内容評価法によ っております。</p> <p>② 役員賞与引当金 役員に対して支給する 賞与の支出に充てるた め、支給見込額に基づき 当中間連結会計期間に見 合う分を計上してありま す。</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>イ 一般債権 同左</p> <p>ロ 貸倒懸念債権等 同左</p> <p>② 役員賞与引当金 同左</p>	<p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>イ 一般債権 同左</p> <p>ロ 貸倒懸念債権等 同左</p> <p>② 役員賞与引当金 役員に対して支給する 賞与の支出に充てるた め、支給見込額に基づき 当連結会計年度に見合う 分を計上してあります。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
<p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、提出会社については当中間連結会計期間末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。 また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。なお、連結子会社においては、役員退職慰労金の内規を定めていないため計上しておりません。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>③ 退職給付引当金 同左</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、提出会社については当連結会計年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。 また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法によりそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、連結子会社においては、役員退職慰労金の内規を定めていないため計上しておりません。</p> <p>同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲</p>	<p>手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
		<p>(固定資産の減価償却方法の変更) 平成19年度の法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴う損益への影響は軽微であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年11月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年11月30日)	前連結会計年度末 (平成19年5月31日)
※ 担保に供している資産及び担保 付債務 (1) 担保に供している資産 現金及び預金 4,500千円 (2) 上記に対応する債務 買掛金 19,444千円	※ 担保に供している資産及び担保 付債務 (1) 担保に供している資産 現金及び預金 4,500千円 (2) 上記に対応する債務 買掛金 15,175千円	※ 担保に供している資産及び担保 付債務 (1) 担保に供している資産 現金及び預金 4,500千円 (2) 上記に対応する債務 買掛金 17,168千円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
※1 当社の売上高は、得意先の決 算期が3月に集中していること に伴い季節的変動があります。 ※2 _____	※1 同左 ※2 固定資産売却損の内訳 機械装置 100千円 及び運搬具	※1 _____ ※2 固定資産売却損の内訳 機械装置 3,308千円 及び運搬具 その他(工具器具 及び備品) 181千円 計 3,490千円
※3 固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 1,015千円 機械装置 及び運搬具 849千円 その他(工具器具 及び備品) 472千円 計 2,337千円	※3 固定資産除却損の内訳 機械装置 3,916千円 及び運搬具 その他(工具器具 及び備品) 2,116千円 計 6,033千円	※3 固定資産除却損の内訳 建物及び構築物 1,015千円 機械装置 及び運搬具 11,237千円 その他(工具器具 及び備品) 1,949千円 計 14,202千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年6月1日至平成18年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	11,685,371	1,180,637	—	12,866,008

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加 1,169,417株
ストックオプションの行使による増加 11,220株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	56,191	8,675	400	64,466

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加 5,638株
単元未満株式の買取による増加 3,037株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 400株

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月24日 定時株主総会	普通株式	162,808	14.00	平成18年5月31日	平成18年8月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年1月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	153,618	12.00	平成18年11月30日	平成19年2月15日

当中間連結会計期間（自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	12,897,468	39,325	—	12,936,793
合計	12,897,468	39,325	—	12,936,793
自己株式				
普通株式(注) 2	65,211	754	45	65,920
合計	65,211	754	45	65,920

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加39,325株は、新株予約権の権利行使による増加であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加754株は、単元未満株式の買取による増加であります。
 普通株式の自己株式の株式数の減少45株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年8月23日 定時株主総会	普通株式	153,987	12.00	平成19年5月31日	平成19年8月24日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
 後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年1月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	154,450	12.00	平成19年11月30日	平成20年2月15日

前連結会計年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	11,685,371	1,212,097	—	12,897,468
合計	11,685,371	1,212,097	—	12,897,468
自己株式				
普通株式(注)2	56,191	9,650	630	65,211
合計	56,191	9,650	630	65,211

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加1,212,097株は、平成18年9月1日付の株式分割による増加1,169,417株および新株予約権の権利行使による増加42,680株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加9,650株は、平成18年9月1日付の株式分割による増加5,638株および単元未満株式の買取による増加4,012株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少630株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年8月24日 定時株主総会	普通株式	162,808	14.00	平成18年5月31日	平成18年8月25日
平成19年1月10日 取締役会	普通株式	153,618	12.00	平成18年11月30日	平成19年2月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年8月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	153,987	12.00	平成19年5月31日	平成19年8月24日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成18年11月30日現在) 現金及び預金勘定 3,623,317千円 預入期間が3ヶ月以 上の定期預金 △4,500千円 有価証券勘定のうち マネー・マネジメン ト・ファンド 331,011千円 現金及び現金同等物 3,949,828千円	※ 現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成19年11月30日現在) 現金及び預金勘定 3,237,823千円 預入期間が3ヶ月以 上の定期預金 △4,500千円 有価証券勘定のうち マネー・マネジメン ト・ファンド 332,221千円 現金及び現金同等物 3,565,544千円	※ 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 (平成19年5月31日現在) 現金及び預金勘定 3,025,233千円 預入期間が3ヶ月以 上の定期預金 △4,500千円 有価証券勘定のうち マネー・マネジメン ト・ファンド 331,540千円 現金及び現金同等物 3,352,274千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)																																																																																																						
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建物及び構築物 (千円)</th> <th>機械装置及び運搬具 (千円)</th> <th>その他(工具器具及び備品) (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,370</td> <td>25,032</td> <td>35,828</td> <td>65,231</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,346</td> <td>7,012</td> <td>27,557</td> <td>36,917</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>2,023</td> <td>18,019</td> <td>8,271</td> <td>28,314</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11,958千円</td> <td>18,403千円</td> <td>30,361千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6,821千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5,772千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>849千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		建物及び構築物 (千円)	機械装置及び運搬具 (千円)	その他(工具器具及び備品) (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	4,370	25,032	35,828	65,231	減価償却累計額相当額	2,346	7,012	27,557	36,917	中間期末残高相当額	2,023	18,019	8,271	28,314		1年以内	1年超	合計		11,958千円	18,403千円	30,361千円	支払リース料	6,821千円	減価償却費相当額	5,772千円	支払利息相当額	849千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建物及び構築物 (千円)</th> <th>機械装置及び運搬具 (千円)</th> <th>その他(工具器具及び備品) (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,370</td> <td>25,032</td> <td>36,384</td> <td>65,786</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,832</td> <td>11,293</td> <td>30,261</td> <td>44,387</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,537</td> <td>13,739</td> <td>6,122</td> <td>21,399</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8,137千円</td> <td>14,373千円</td> <td>22,511千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>7,053千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5,828千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>520千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		建物及び構築物 (千円)	機械装置及び運搬具 (千円)	その他(工具器具及び備品) (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	4,370	25,032	36,384	65,786	減価償却累計額相当額	2,832	11,293	30,261	44,387	中間期末残高相当額	1,537	13,739	6,122	21,399		1年以内	1年超	合計		8,137千円	14,373千円	22,511千円	支払リース料	7,053千円	減価償却費相当額	5,828千円	支払利息相当額	520千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建物及び構築物 (千円)</th> <th>機械装置及び運搬具 (千円)</th> <th>その他(工具器具及び備品) (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,370</td> <td>25,032</td> <td>36,384</td> <td>65,786</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,589</td> <td>9,152</td> <td>26,816</td> <td>38,558</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>1,780</td> <td>15,879</td> <td>9,568</td> <td>27,228</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11,466千円</td> <td>17,578千円</td> <td>29,044千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>13,498千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11,564千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,503千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		建物及び構築物 (千円)	機械装置及び運搬具 (千円)	その他(工具器具及び備品) (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	4,370	25,032	36,384	65,786	減価償却累計額相当額	2,589	9,152	26,816	38,558	期末残高相当額	1,780	15,879	9,568	27,228		1年以内	1年超	合計		11,466千円	17,578千円	29,044千円	支払リース料	13,498千円	減価償却費相当額	11,564千円	支払利息相当額	1,503千円
	建物及び構築物 (千円)	機械装置及び運搬具 (千円)	その他(工具器具及び備品) (千円)	合計 (千円)																																																																																																				
取得価額相当額	4,370	25,032	35,828	65,231																																																																																																				
減価償却累計額相当額	2,346	7,012	27,557	36,917																																																																																																				
中間期末残高相当額	2,023	18,019	8,271	28,314																																																																																																				
	1年以内	1年超	合計																																																																																																					
	11,958千円	18,403千円	30,361千円																																																																																																					
支払リース料	6,821千円																																																																																																							
減価償却費相当額	5,772千円																																																																																																							
支払利息相当額	849千円																																																																																																							
	建物及び構築物 (千円)	機械装置及び運搬具 (千円)	その他(工具器具及び備品) (千円)	合計 (千円)																																																																																																				
取得価額相当額	4,370	25,032	36,384	65,786																																																																																																				
減価償却累計額相当額	2,832	11,293	30,261	44,387																																																																																																				
中間期末残高相当額	1,537	13,739	6,122	21,399																																																																																																				
	1年以内	1年超	合計																																																																																																					
	8,137千円	14,373千円	22,511千円																																																																																																					
支払リース料	7,053千円																																																																																																							
減価償却費相当額	5,828千円																																																																																																							
支払利息相当額	520千円																																																																																																							
	建物及び構築物 (千円)	機械装置及び運搬具 (千円)	その他(工具器具及び備品) (千円)	合計 (千円)																																																																																																				
取得価額相当額	4,370	25,032	36,384	65,786																																																																																																				
減価償却累計額相当額	2,589	9,152	26,816	38,558																																																																																																				
期末残高相当額	1,780	15,879	9,568	27,228																																																																																																				
	1年以内	1年超	合計																																																																																																					
	11,466千円	17,578千円	29,044千円																																																																																																					
支払リース料	13,498千円																																																																																																							
減価償却費相当額	11,564千円																																																																																																							
支払利息相当額	1,503千円																																																																																																							
<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,722千円</td> <td>2,009千円</td> <td>3,732千円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合計		1,722千円	2,009千円	3,732千円	<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,722千円</td> <td>287千円</td> <td>2,009千円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合計		1,722千円	287千円	2,009千円	<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,722千円</td> <td>1,148千円</td> <td>2,871千円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合計		1,722千円	1,148千円	2,871千円																																																																														
	1年以内	1年超	合計																																																																																																					
	1,722千円	2,009千円	3,732千円																																																																																																					
	1年以内	1年超	合計																																																																																																					
	1,722千円	287千円	2,009千円																																																																																																					
	1年以内	1年超	合計																																																																																																					
	1,722千円	1,148千円	2,871千円																																																																																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年11月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間連結貸借 対照表計上額(千円)	差額 (千円)
① 株式	266,576	464,297	197,721
② その他	70,525	104,192	33,667
計	337,101	568,490	231,389

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて1,710千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたりましては、中間連結会計期間末における時価が、取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満に下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 その他有価証券で時価評価されていないもの

内容	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
① 非上場株式	145,514
② マネー・マネジメント・ファンド	331,011
③ 投資事業有限責任組合への出資	1,133,252
④ 社債	5,000
計	1,614,779

(注) 上記③の中には、投資事業有限責任組合が計上しているその他有価証券の評価差額33,760千円が含まれております。

当中間連結会計期間末(平成19年11月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間連結貸借 対照表計上額(千円)	差額 (千円)
① 株式	786,412	1,023,169	236,757
② その他	55,310	64,565	9,254
計	841,722	1,087,734	246,011

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて89千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたりましては、中間連結会計期間末における時価が、取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満に下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 その他有価証券で時価評価されていないもの

内容	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
① 非上場株式	173,172
② マネー・マネジメント・ファンド	332,221
③ 投資事業有限責任組合への出資	1,077,376
④ 社債	5,000
計	1,587,771

(注) 上記③の中には、投資事業有限責任組合が計上しているその他有価証券の評価差額46,341千円が含まれております。

前連結会計年度末(平成19年5月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
① 株式	367,093	614,895	247,801
② その他	70,693	112,233	41,540
計	437,787	727,128	289,341

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて1,995千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたりましては、連結会計年度末における時価が、取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満に下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 その他有価証券で時価評価されていないもの

内容	連結貸借対照表計上額 (千円)
① 非上場株式	143,172
② マネー・マネジメント・ファンド	331,540
③ 投資事業有限責任組合への出資	1,084,024
④ 社債	5,000
計	1,563,738

(注) 上記③の中には、投資事業有限責任組合が計上しているその他有価証券の評価差額51,117千円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間(自平成18年6月1日至平成18年11月30日)、当中間連結会計期間(自平成19年6月1日至平成19年11月30日)及び前連結会計年度(自平成18年6月1日至平成19年5月31日)

当社及び連結子会社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社従業員 155名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 356,950株
付与日	平成14年10月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されておられません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成16年10月1日～平成19年9月30日
権利行使価格(円)	526
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成18年9月1日付株式分割(株式1株につき1.1株)により、ストック・オプションの数を分割後の株式数に換算し、また権利行使価格も調整を行っております。

(セグメント情報)

前中間連結会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)、当中間連結会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)及び前連結会計年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

【事業の種類別セグメント情報】

当社及び連結子会社の事業は、ディスクロージャー関連事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

在外連結子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

海外売上高は連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)								
<p>1株当たり純資産額 937.00円 1株当たり中間純利益金額 67.12円 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 66.85円</p> <p>当社は、平成18年9月1日付で株式1株につき1.1株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結会計期間</th> <th>前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 890.61円</td> <td>1株当たり純資産額 892.06円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益金額 67.02円</td> <td>1株当たり当期純利益金額 80.14円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 66.65円</td> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 79.79円</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結会計期間	前連結会計年度	1株当たり純資産額 890.61円	1株当たり純資産額 892.06円	1株当たり中間純利益金額 67.02円	1株当たり当期純利益金額 80.14円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 66.65円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 79.79円	<p>1株当たり純資産額 961.26円 1株当たり中間純利益金額 57.04円</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	<p>1株当たり純資産額 919.70円 1株当たり当期純利益金額 59.27円 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 59.12円</p> <p>当社は、平成18年9月1日付で株式1株につき1.1株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前連結会計年度の1株当たり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。</p> <p>1株当たり純資産額 892.06円 1株当たり当期純利益金額 80.14円 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 79.79円</p>
前中間連結会計期間	前連結会計年度									
1株当たり純資産額 890.61円	1株当たり純資産額 892.06円									
1株当たり中間純利益金額 67.02円	1株当たり当期純利益金額 80.14円									
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 66.65円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 79.79円									

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年11月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年11月30日)	前連結会計年度末 (平成19年5月31日)
中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	11,994,985	12,372,311	11,801,821
普通株式に係る純資産額(千円)	11,994,985	12,372,311	11,801,821
中間連結貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額との差額(千円)	—	—	—
普通株式の発行済株式数(株)	12,866,008	12,936,793	12,897,468
普通株式の自己株式数(株)	64,466	65,920	65,211
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,801,542	12,870,873	12,832,257

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
中間連結損益計算書上の中間(当期)純利益(千円)	858,994	733,104	759,105
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	858,994	733,104	759,105
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	12,798,720	12,852,529	12,806,941
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(株) (新株予約権)	50,840	—	32,168

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年11月30日)		当中間会計期間末 (平成19年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※1	3,603,017		3,219,931		3,009,624	
2 受取手形		130,445		204,702		85,718	
3 売掛金		1,856,107		1,614,118		1,628,703	
4 有価証券		331,011		332,221		331,540	
5 たな卸資産		420,171		475,549		832,090	
6 繰延税金資産		82,661		87,559		56,717	
7 その他		68,030		63,054		69,395	
貸倒引当金		△ 5,959		△ 4,932		△ 2,914	
流動資産合計		6,485,486	45.7	5,992,205	41.3	6,010,877	42.8
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物		2,990,965		2,994,508		2,991,204	
減価償却累計額		△1,763,886	1,227,078	△1,841,064	1,153,443	△1,803,564	1,187,639
(2) 機械及び装置		2,081,891		2,059,924		2,042,703	
減価償却累計額		△1,502,219	579,672	△1,500,463	559,461	△1,451,730	590,973
(3) 土地		3,170,483		3,170,483		3,170,483	
(4) 建設仮勘定		31,945		—		—	
(5) その他		347,273		361,730		365,862	
減価償却累計額		△ 264,691	82,581	△ 274,359	87,371	△ 276,477	89,384
有形固定資産合計		5,091,761	35.9	4,970,760	34.2	5,038,480	35.8
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		317,245		683,278		503,928	
(2) その他		32,230		23,557		43,951	
無形固定資産合計		349,475	2.5	706,835	4.9	547,880	3.9
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		2,026,258		2,638,284		2,254,326	
(2) 長期貸付金		28,597		28,414		28,289	
(3) 破産債権・更生債権		3,073		4,202		3,668	
(4) 差入保証金		96,470		96,360		96,360	
(5) 前払年金費用		180,547		172,659		161,503	
(6) その他		90,347		69,073		80,515	
貸倒引当金		△ 3,073		△ 4,202		△ 3,668	
投資損失引当金		△ 164,000		△ 164,000		△ 164,000	
投資その他の資産合計		2,258,221	15.9	2,840,791	19.6	2,456,995	17.5
固定資産合計		7,699,458	54.3	8,518,387	58.7	8,043,356	57.2
資産合計		14,184,944	100.0	14,510,593	100.0	14,054,233	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年11月30日)		当中間会計期間末 (平成19年11月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金	※1	457,094		435,961		605,261	
2 短期借入金		100,000		100,000		100,000	
3 未払法人税等		635,500		558,000		227,300	
4 未払消費税等	※2	98,033		100,160		38,155	
5 未払費用		699,092		742,583		941,821	
6 役員賞与引当金		14,675		11,770		27,480	
7 その他		58,764		63,412		161,553	
流動負債合計		2,063,160	14.6	2,011,887	13.9	2,101,570	14.9
II 固定負債							
1 繰延税金負債		45,368		49,122		43,987	
2 役員退職慰労引当金		74,013		65,563		94,548	
固定負債合計		119,381	0.8	114,685	0.8	138,536	1.0
負債合計		2,182,542	15.4	2,126,573	14.7	2,240,107	15.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		2,030,702	14.3	2,049,318	14.1	2,038,976	14.5
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		1,979,699		1,998,315		1,987,972	
(2) その他資本剰余金		564		641		631	
資本剰余金合計		1,980,263	14.0	1,998,957	13.8	1,988,604	14.1
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		174,905		174,905		174,905	
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		2,361		247		247	
別途積立金		6,400,000		6,850,000		6,400,000	
繰越利益剰余金		1,311,751		1,193,767		1,065,247	
利益剰余金合計		7,889,018	55.6	8,218,920	56.6	7,640,400	54.4
4 自己株式		△ 54,843	△ 0.4	△ 56,571	△ 0.4	△ 55,780	△ 0.4
株主資本合計		11,845,142	83.5	12,210,625	84.1	11,612,200	82.6
II 評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金		157,260	1.1	173,394	1.2	201,926	1.5
評価・換算差額等合計		157,260	1.1	173,394	1.2	201,926	1.5
純資産合計		12,002,402	84.6	12,384,020	85.3	11,814,126	84.1
負債純資産合計		14,184,944	100.0	14,510,593	100.0	14,054,233	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)					
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)				
I 売上高	※1		7,259,564	100.0		7,235,699	100.0		11,734,113	100.0	
II 売上原価			3,973,653	54.7		3,959,250	54.7		6,615,659	56.4	
売上総利益			3,285,910	45.3		3,276,448	45.3		5,118,454	43.6	
III 販売費及び一般管理費			1,935,186	26.7		2,008,613	27.8		3,934,230	33.5	
営業利益			1,350,724	18.6		1,267,835	17.5		1,184,223	10.1	
IV 営業外収益											
1 受取利息			1,826			4,258			5,259		
2 受取配当金			8,538			7,080			10,875		
3 受取受講料			6,580			10,492			18,658		
4 投資事業組合投資利益			96,713			—			96,351		
5 その他			15,508	129,166	1.8	17,106	38,937	0.5	37,732	168,877	1.5
V 営業外費用											
1 支払利息			1,953			1,408			4,227		
2 投資事業組合投資損失			—			51,385			—		
3 その他			4,501	6,455	0.1	2,417	55,211	0.7	4,929	9,156	0.1
経常利益				1,473,435	20.3		1,251,562	17.3		1,343,944	11.5
VI 特別利益				42,960	0.6		21,950	0.3		44,795	0.3
VII 特別損失				5,917	0.1		6,927	0.1		25,036	0.2
税引前中間(当期)純利益				1,510,477	20.8		1,266,584	17.5		1,363,703	11.6
法人税、住民税 及び事業税			616,788			540,210			571,094		
法人税等調整額			33,302	650,090	8.9	△ 6,132	534,077	7.4	27,222	598,316	5.1
中間(当期)純利益				860,386	11.9		732,507	10.1		765,386	6.5

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			繰越利益 剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					特別償却 準備金	別途積立金				
平成18年5月31日 残高(千円)	2,027,522	1,976,519	435	174,905	2,361	5,700,000	1,314,173	△ 51,384	11,144,533	
中間会計期間中の 変動額										
新株の発行	3,179	3,179							6,359	
剰余金の配当							△ 162,808		△ 162,808	
中間純利益							860,386		860,386	
自己株式の取得								△ 3,798	△ 3,798	
自己株式の処分			129					340	469	
別途積立金の積立						700,000	△ 700,000		—	
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)										
中間会計期間中の 変動額合計(千円)	3,179	3,179	129	—	—	700,000	△ 2,421	△ 3,458	700,608	
平成18年11月30日 残高(千円)	2,030,702	1,979,699	564	174,905	2,361	6,400,000	1,311,751	△ 54,843	11,845,142	

	評価・ 換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年5月31日 残高(千円)	272,867	272,867	11,417,401
中間会計期間中の 変動額			
新株の発行			6,359
剰余金の配当			△ 162,808
中間純利益			860,386
自己株式の取得			△ 3,798
自己株式の処分			469
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)	△ 115,607	△ 115,607	△ 115,607
中間会計期間中の 変動額合計(千円)	△ 115,607	△ 115,607	585,000
平成18年11月30日 残高(千円)	157,260	157,260	12,002,402

当中間会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金					
					特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年5月31日 残高(千円)	2,038,976	1,987,972	631	174,905	247	6,400,000	1,065,247	△ 55,780	11,612,200	
中間会計期間中の 変動額										
新株の発行	10,342	10,342							20,684	
剰余金の配当							△ 153,987		△ 153,987	
中間純利益							732,507		732,507	
自己株式の取得								△ 829	△ 829	
自己株式の処分			10					38	48	
別途積立金の積立						450,000	△ 450,000			
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)										
中間会計期間中の 変動額合計(千円)	10,342	10,342	10	—	—	450,000	128,520	△ 790	598,424	
平成19年11月30日 残高(千円)	2,049,318	1,998,315	641	174,905	247	6,850,000	1,193,767	△ 56,571	12,210,625	

	評価・ 換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年5月31日 残高(千円)	201,926	201,926	11,814,126
中間会計期間中の 変動額			
新株の発行			20,684
剰余金の配当			△ 153,987
中間純利益			732,507
自己株式の取得			△ 829
自己株式の処分			48
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額(純額)	△ 28,531	△ 28,531	△ 28,531
中間会計期間中の 変動額合計(千円)	△ 28,531	△ 28,531	569,893
平成19年11月30日 残高(千円)	173,394	173,394	12,384,020

前事業年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			繰越利益 剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					特別償却 準備金	別途積立金				
平成18年5月31日 残高(千円)	2,027,522	1,976,519	435	174,905	2,361	5,700,000	1,314,173	△ 51,384	11,144,533	
事業年度中の変動額										
新株の発行	11,453	11,453							22,907	
剰余金の配当							△ 316,427		△ 316,427	
当期純利益							765,386		765,386	
自己株式の取得								△ 4,932	△ 4,932	
自己株式の処分			195					535	731	
特別償却準備金の 取崩					△ 2,114		2,114			
別途積立金の積立						700,000	△ 700,000			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額 合計(千円)	11,453	11,453	195	—	△ 2,114	700,000	△ 248,925	△ 4,396	467,666	
平成19年5月31日 残高(千円)	2,038,976	1,987,972	631	174,905	247	6,400,000	1,065,247	△ 55,780	11,612,200	

	評価・ 換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年5月31日 残高(千円)	272,867	272,867	11,417,401
事業年度中の変動額			
新株の発行			22,907
剰余金の配当			△ 316,427
当期純利益			765,386
自己株式の取得			△ 4,932
自己株式の処分			731
特別償却準備金の 取崩			—
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 70,941	△ 70,941	△ 70,941
事業年度中の変動額 合計(千円)	△ 70,941	△ 70,941	396,725
平成19年5月31日 残高(千円)	201,926	201,926	11,814,126

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 原材料 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② 仕掛品 個別法による原価法によっております。</p> <p>③ 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 原材料 同左</p> <p>② 仕掛品 同左</p> <p>③ 貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産</p> <p>① 原材料 同左</p> <p>② 仕掛品 同左</p> <p>③ 貯蔵品 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。</p> <p>主な耐用年数 建物及び構築物 15～50年 機械装置及び運搬具 10年</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>建物(建物附属設備は除く)</p> <p>イ 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法 ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法 ハ 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法</p> <p>建物以外</p> <p>イ 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法 ロ 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法</p> <p>主な耐用年数 建物 15～50年 機械装置及び運搬具 10年</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
	(2) 無形固定資産 法人税法に規定する方 法と同一の基準による定 額法 ただし、ソフトウェア (自社利用分)について は、社内における利用可 能期間(5年)に基づく定 額法によっております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方 法	株式交付費 支出時に全額費用として 処理しております。 (追加情報) 「繰延資産の会計処理に 関する当面の取扱い」 (企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務 対応報告第19号)を適用 しております。	株式交付費 支出時に全額費用として 処理しております。	株式交付費 支出時に全額費用として 処理しております。 (繰延資産の会計処理に関 する当面の取扱い) 当事業年度から、「繰延 資産の会計処理に関する当 面の取扱い」(企業会計基 準委員会平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適 用しております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権その他これに 準ずる債権の貸倒れによ る損失に備えるため計上 しております。 ① 一般債権 貸倒実績率法によっ ております。 ② 貸倒懸念債権等 財務内容評価法によ っております。 (2) 投資損失引当金 子会社株式及び関連会 社株式の実質価値の低下 による損失に備えて、純 資産価額等を勘案して必 要と認められる額を計上 しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する 賞与の支出に充てるた め、支給見込額に基づき 当中間会計期間に見合う 分を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 ① 一般債権 同左 ② 貸倒懸念債権等 同左 (2) 投資損失引当金 子会社株式の実質価値 の低下による損失に備え て、純資産価額等を勘案 して必要と認められる額 を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 ① 一般債権 同左 ② 貸倒懸念債権等 同左 (2) 投資損失引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する 賞与の支出に充てるた め、支給見込額に基づき 当事業年度に見合う分を 計上しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
		<p>(固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>平成19年度の法人税法の改正 ((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) 及 び(法人税法施行令の一部を改正す る政令 平成19年3月30日政令第83 号))に伴い、平成19年4月1日以降 に取得したものについては、改正後 の法人税法に基づく方法に変更して おります。</p> <p>これに伴う損益への影響は軽微で あります。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)												
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>有形固定資産について、前中間会計期間までは取得 価額から減価償却累計額を直接控除した帳簿価額を記 載していましたが、当中間会計期間から取得価額、 減価償却累計額を記載する方法に変更いたしました。</p> <p>なお、前中間会計期間における取得価額、減価償却 累計額は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (千円)</th> <th>減価償却累計額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2,987,439</td> <td>1,683,527</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>2,074,094</td> <td>1,421,017</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>329,867</td> <td>251,981</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	建物及び構築物	2,987,439	1,683,527	機械及び装置	2,074,094	1,421,017	その他	329,867	251,981	
	取得価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)											
建物及び構築物	2,987,439	1,683,527											
機械及び装置	2,074,094	1,421,017											
その他	329,867	251,981											

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年11月30日)	当中間会計期間末 (平成19年11月30日)	前事業年度末 (平成19年5月31日)
<p>※1 担保に供している資産及び担保付債務</p> <p>(1) 担保に供している資産 現金及び預金 4,500千円</p> <p>(2) 上記に対応する債務 買掛金 19,444千円</p> <p>※2 消費税及び地方消費税の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>	<p>※1 担保に供している資産及び担保付債務</p> <p>(1) 担保に供している資産 現金及び預金 4,500千円</p> <p>(2) 上記に対応する債務 買掛金 15,175千円</p> <p>※2 同左</p>	<p>※1 担保に供している資産及び担保付債務</p> <p>(1) 担保に供している資産 現金及び預金 4,500千円</p> <p>(2) 上記に対応する債務 買掛金 17,168千円</p> <p>※2 _____</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)																								
<p>※1 当社の売上高は、得意先の決算期が3月に集中していることに伴い季節的変動があります。当中間会計期間末に至る1年間(平成17年12月～平成18年11月)の売上高及び営業費用は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上高 (千円)</th> <th>営業費用 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前事業年度の下期</td> <td>4,949,541</td> <td>4,793,398</td> </tr> <tr> <td>当中間会計期間</td> <td>7,259,564</td> <td>5,908,840</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,209,106</td> <td>10,702,238</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 減価償却実施額 有形固定資産 113,556千円 無形固定資産 41,548千円</p>		売上高 (千円)	営業費用 (千円)	前事業年度の下期	4,949,541	4,793,398	当中間会計期間	7,259,564	5,908,840	計	12,209,106	10,702,238	<p>※1 当社の売上高は、得意先の決算期が3月に集中していることに伴い季節的変動があります。当中間会計期間末に至る1年間(平成18年12月～平成19年11月)の売上高及び営業費用は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上高 (千円)</th> <th>営業費用 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前事業年度の下期</td> <td>4,474,549</td> <td>4,641,049</td> </tr> <tr> <td>当中間会計期間</td> <td>7,235,699</td> <td>5,967,863</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,710,249</td> <td>10,608,913</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 減価償却実施額 有形固定資産 117,445千円 無形固定資産 89,339千円</p>		売上高 (千円)	営業費用 (千円)	前事業年度の下期	4,474,549	4,641,049	当中間会計期間	7,235,699	5,967,863	計	11,710,249	10,608,913	<p>※1 _____</p> <p>2 減価償却実施額 有形固定資産 235,089千円 無形固定資産 99,681千円</p>
	売上高 (千円)	営業費用 (千円)																								
前事業年度の下期	4,949,541	4,793,398																								
当中間会計期間	7,259,564	5,908,840																								
計	12,209,106	10,702,238																								
	売上高 (千円)	営業費用 (千円)																								
前事業年度の下期	4,474,549	4,641,049																								
当中間会計期間	7,235,699	5,967,863																								
計	11,710,249	10,608,913																								

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	56,191	8,675	400	64,466

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加 5,638株

単元未満株式の買取による増加 3,037株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買増請求による減少 400株

当中間会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	65,211	754	45	65,920
合計	65,211	754	45	65,920

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加754株は、単元未満株式の買取による増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少45株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

前事業年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	56,191	9,650	630	65,211
合計	56,191	9,650	630	65,211

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加9,650株は、平成18年9月1日付の株式分割による増加5,638株および単元未満株式の買取による増加4,012株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少630株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)																																																																																																																					
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建物及び 構築物</th> <th>機械及び 装置</th> <th>その他 (工具器具 及び備品)</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,370</td> <td>25,032</td> <td>31,485</td> <td>60,888</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,346</td> <td>7,012</td> <td>24,300</td> <td>33,659</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>2,023</td> <td>18,019</td> <td>7,185</td> <td>27,228</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>11,383千円</td> <td>17,625千円</td> <td>29,009千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6,495千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5,531千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>796千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		建物及び 構築物	機械及び 装置	その他 (工具器具 及び備品)	合計		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	取得価額相当額	4,370	25,032	31,485	60,888	減価償却累計額相当額	2,346	7,012	24,300	33,659	中間期末残高相当額	2,023	18,019	7,185	27,228		1年以内	1年超	合計		11,383千円	17,625千円	29,009千円	支払リース料	6,495千円	減価償却費相当額	5,531千円	支払利息相当額	796千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建物及び 構築物</th> <th>機械及び 装置</th> <th>その他 (工具器具 及び備品)</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,370</td> <td>25,032</td> <td>32,040</td> <td>61,443</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,832</td> <td>11,293</td> <td>26,521</td> <td>40,647</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>1,537</td> <td>13,739</td> <td>5,519</td> <td>20,796</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>7,521千円</td> <td>14,212千円</td> <td>21,734千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6,727千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>5,587千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>487千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		建物及び 構築物	機械及び 装置	その他 (工具器具 及び備品)	合計		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	取得価額相当額	4,370	25,032	32,040	61,443	減価償却累計額相当額	2,832	11,293	26,521	40,647	中間期末残高相当額	1,537	13,739	5,519	20,796		1年以内	1年超	合計		7,521千円	14,212千円	21,734千円	支払リース料	6,727千円	減価償却費相当額	5,587千円	支払利息相当額	487千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建物及び 構築物</th> <th>機械及び 装置</th> <th>その他 (工具器具 及び備品)</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>4,370</td> <td>25,032</td> <td>32,040</td> <td>61,443</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,589</td> <td>9,152</td> <td>23,317</td> <td>35,060</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>1,780</td> <td>15,879</td> <td>8,723</td> <td>26,383</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>10,870千円</td> <td>17,103千円</td> <td>27,974千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>12,846千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11,081千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,407千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p>		建物及び 構築物	機械及び 装置	その他 (工具器具 及び備品)	合計		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	取得価額相当額	4,370	25,032	32,040	61,443	減価償却累計額相当額	2,589	9,152	23,317	35,060	期末残高相当額	1,780	15,879	8,723	26,383		1年以内	1年超	合計		10,870千円	17,103千円	27,974千円	支払リース料	12,846千円	減価償却費相当額	11,081千円	支払利息相当額	1,407千円
	建物及び 構築物	機械及び 装置	その他 (工具器具 及び備品)	合計																																																																																																																			
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)																																																																																																																			
取得価額相当額	4,370	25,032	31,485	60,888																																																																																																																			
減価償却累計額相当額	2,346	7,012	24,300	33,659																																																																																																																			
中間期末残高相当額	2,023	18,019	7,185	27,228																																																																																																																			
	1年以内	1年超	合計																																																																																																																				
	11,383千円	17,625千円	29,009千円																																																																																																																				
支払リース料	6,495千円																																																																																																																						
減価償却費相当額	5,531千円																																																																																																																						
支払利息相当額	796千円																																																																																																																						
	建物及び 構築物	機械及び 装置	その他 (工具器具 及び備品)	合計																																																																																																																			
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)																																																																																																																			
取得価額相当額	4,370	25,032	32,040	61,443																																																																																																																			
減価償却累計額相当額	2,832	11,293	26,521	40,647																																																																																																																			
中間期末残高相当額	1,537	13,739	5,519	20,796																																																																																																																			
	1年以内	1年超	合計																																																																																																																				
	7,521千円	14,212千円	21,734千円																																																																																																																				
支払リース料	6,727千円																																																																																																																						
減価償却費相当額	5,587千円																																																																																																																						
支払利息相当額	487千円																																																																																																																						
	建物及び 構築物	機械及び 装置	その他 (工具器具 及び備品)	合計																																																																																																																			
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)																																																																																																																			
取得価額相当額	4,370	25,032	32,040	61,443																																																																																																																			
減価償却累計額相当額	2,589	9,152	23,317	35,060																																																																																																																			
期末残高相当額	1,780	15,879	8,723	26,383																																																																																																																			
	1年以内	1年超	合計																																																																																																																				
	10,870千円	17,103千円	27,974千円																																																																																																																				
支払リース料	12,846千円																																																																																																																						
減価償却費相当額	11,081千円																																																																																																																						
支払利息相当額	1,407千円																																																																																																																						
<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,722千円</td> <td>2,009千円</td> <td>3,732千円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合計		1,722千円	2,009千円	3,732千円	<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,722千円</td> <td>287千円</td> <td>2,009千円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合計		1,722千円	287千円	2,009千円	<p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,722千円</td> <td>1,148千円</td> <td>2,871千円</td> </tr> </tbody> </table>		1年以内	1年超	合計		1,722千円	1,148千円	2,871千円																																																																																													
	1年以内	1年超	合計																																																																																																																				
	1,722千円	2,009千円	3,732千円																																																																																																																				
	1年以内	1年超	合計																																																																																																																				
	1,722千円	287千円	2,009千円																																																																																																																				
	1年以内	1年超	合計																																																																																																																				
	1,722千円	1,148千円	2,871千円																																																																																																																				

(有価証券関係)

前中間会計期間(自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)、当中間会計期間(自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)及び前事業年度(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)														
1株当たり純資産額 937.57円 1株当たり中間純利益金額 67.22円 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 66.96円 当社は、平成18年9月1日付で株式1株につき1.1株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。	1株当たり純資産額 962.17円 1株当たり中間純利益金額 56.99円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 920.66円 1株当たり当期純利益金額 59.76円 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 59.61円 当社は、平成18年9月1日付で株式1株につき1.1株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前事業年度の1株当たり情報の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 890.72円</td> <td>1株当たり純資産額 892.54円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり中間純利益金額 66.12円</td> <td>1株当たり当期純利益金額 79.61円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 65.75円</td> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 79.27円</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	前事業年度	1株当たり純資産額 890.72円	1株当たり純資産額 892.54円	1株当たり中間純利益金額 66.12円	1株当たり当期純利益金額 79.61円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 65.75円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 79.27円		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>892.54円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>79.61円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額</td> <td>79.27円</td> </tr> </tbody> </table>	1株当たり純資産額	892.54円	1株当たり当期純利益金額	79.61円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	79.27円
前中間会計期間	前事業年度															
1株当たり純資産額 890.72円	1株当たり純資産額 892.54円															
1株当たり中間純利益金額 66.12円	1株当たり当期純利益金額 79.61円															
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 65.75円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 79.27円															
1株当たり純資産額	892.54円															
1株当たり当期純利益金額	79.61円															
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	79.27円															

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年11月30日)	当中間会計期間末 (平成19年11月30日)	前事業年度末 (平成19年5月31日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	12,002,402	12,384,020	11,814,126
普通株式に係る純資産額(千円)	12,002,402	12,384,020	11,814,126
中間貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る中間会計期間末(事業年度末)の純資産額との差額(千円)	—	—	—
普通株式の発行済株式数(株)	12,866,008	12,936,793	12,897,468
普通株式の自己株式数(株)	64,466	65,920	65,211
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,801,542	12,870,873	12,832,257

2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

項目	前中間会計期間 (自 平成18年6月1日 至 平成18年11月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年6月1日 至 平成19年11月30日)	前事業年度 (自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)
中間損益計算書上の 中間(当期)純利益(千円)	860,386	732,507	765,386
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	860,386	732,507	765,386
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	12,798,720	12,852,529	12,806,941
潜在株式調整後の1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に用いた普通株式増加数(株) (新株予約権)	50,840	—	32,168

(2) 【その他】

中間配当

平成20年1月10日開催の取締役会において、平成19年11月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、第71期(平成19年6月1日から平成20年5月31日まで)の中間配当を次のとおり行うことを決議いたしました。

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 中間配当金総額 | 154,450千円 |
| (2) 1株当たり中間配当金 | 12円00銭 |
| (3) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年2月15日 |

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第70期(自 平成18年6月1日 至 平成19年5月31日)平成19年8月23日関東財務局長に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

上記(1)の有価証券報告書に係る訂正報告書を平成19年9月3日に関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 2月13日

宝印刷株式会社
取締役会 御中

和泉監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 尻 慶 夫 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 藤 雅 明 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝印刷株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、宝印刷株式会社及び連結子会社の平成18年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年6月1日から平成18年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年 2月13日

宝印刷株式会社
取締役会 御中

和泉監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 尻 慶 夫 ㊞

業務執行社員 公認会計士 芦 澤 卓 弥 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝印刷株式会社の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、宝印刷株式会社及び連結子会社の平成19年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年 2月13日

宝印刷株式会社
取締役会 御中

和泉監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 尻 慶 夫 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 松 藤 雅 明 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝印刷株式会社の平成18年6月1日から平成19年5月31日までの第70期事業年度の中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、宝印刷株式会社の平成18年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年6月1日から平成18年11月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年 2月13日

宝印刷株式会社
取締役会 御中

和泉監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 尻 慶 夫 ㊞

業務執行社員 公認会計士 芦 澤 卓 弥 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている宝印刷株式会社の平成19年6月1日から平成20年5月31日までの第71期事業年度の中間会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、宝印刷株式会社の平成19年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。